

関島社会保険労務士事務所便り

2018 年
1 月号

関島社会保険労務士事務所
（墨田葛飾地区中小企業者組合）
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
電話：03-3609-7668
HP：<http://www.srseki.info>



平成30年から変わる配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除と配偶者特別控除の仕組みは、平成 30 年分の所得税から大きく変わることになりました。

◆配偶者控除

配偶者控除は、これまで、納税者本人の収入がどれだけ大きくても、配偶者の所得が 38 万円（給与収入に換算すると 103 万円）以下であれば、配偶者控除を受けることが可能となっていました。

ところが、平成 30 年分以降は、納税者本人の合計所得金額が 900 万円（給与収入に換算すると 1,120 万円）を超えると徐々に配偶者控除が減額され、1,000 万円（給与収入に換算すると 1,220 万円）を超えると、控除額はゼロとなります（右上表）。

控除を受ける者の 合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超え950万円以下	26万円	32万円
950万円超え1,000万円以下	13万円	16万円

◆配偶者特別控除

配偶者特別控除については、これまで配偶者の所得が 38 万円超え 76 万円未満に適用されていましたが、平成 30 年から下表のとおり、配偶者控除と同様に、納税者本人の所得金額に応じて、控除額が下がっていき、1000 万円を超えると控除額はゼロとなります。

平成 30 年からの配偶者特別控除

	控除を受ける人のその年における合計所得金額		
	900万円以下	950万円以下	1000万円以下
配偶者の合計所得金額	控除額	控除額	控除額
38万円超え85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超え90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超え95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超え100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超え105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超え110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超え115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超え120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超え123万円以下	3万円	2万円	1万円

健康保険証がすぐ必要なときは申出を 通常2週間、4月は1か月かかります

健康保険組合の場合は、被保険者の資格取得時や、子供の出生時等、被扶養者の資格取得時に健康保険証は比較的早く手元に届きます。

ところが、協会けんぽの場合は、取得届の提出から手元に届くまでに2週間ほどかかり、4月の入社が多い時期などは、1か月くらいかかる場合があります。それは、下図のように事業所と協会けんぽの間に日本年金機構が入っているからです。

◆急ぐときは取得時に申出を

健康保険証が早急に必要な場合は、「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を年金事務所に持参することで、保険証に代わるものとして、「健康保険被保険者資格証明書」を発行してもらうことができます。

申請は、事業主または被保険者のどちらかが行え、資格取得届と一緒に提出すると、より早く資格証明書を交付してもらえます。

事業主名で事務担当者が行く場合は、原則として事業主の委任状及び顔写真つき身分証明書が必要で、社会保険労務士が届出の場合は、提出代行印があれば委任状は不要です。

◆資格取得届提出後の場合

資格取得届を事務センターに郵送または年金事務所に提出した後に保険証が必要になるときがあります。

このようなときは、再度、資格取得届を作成し、交付申請書と一緒に年金事務所に提出することで「資格証明書」を交付してもらえます。年金事務所での入力活きが、先に郵送した資格取得届は、不要書類として返戻等の処理がなされます。

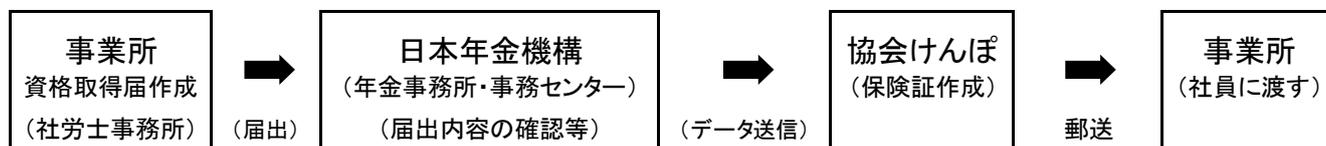
◆緊急な場合のみに

保険証が届いたら資格証明書を返却

以前は「一応、資格証明書をもらっておきたい」というような場合に発行してもらうこともできましたが、最近はこの取り扱いが厳密になりました。

資格証明書は保険証に代わるもののため、原則、病気やけがで緊急に必要な場合や、学校の行事で保険証のコピーを持参しなければならない場合など、本当に必要な場合に限られるようになりました。

また、資格証明書の有効期間は発効日から20日以内ですが、有効期間を過ぎた場合、又は保険証が届いた場合速やかに返却することが必要になっています。



50歳以上のパート雇用事業所向け助成金

65歳超雇用推進助成金(高年齢者無期転換コース)

1 本助成金の概要

50歳以上定年年齢未満(65歳を超える定年は65歳まで)の6か月以上雇用している有期契約社員(パートタイマー・アルバイト等)を無期雇用契約社員に転換した場合に助成されます。例えば、定年が60歳の事業所であれば、50歳以上60歳未満の有期雇用労働者を6か月以上雇用していれば助成金を受けられる対象になります。

2 おすすめする理由

キャリアアップ助成金のように正社員に転換する必要がなく、パートタイマーの身分のままで申請できることです。

3 事例

1年前から有期契約で雇用している53歳のパートタイマー(労働条件:週25時間勤務、時給1,000円を労働条件がそのまま有期契約から無期契約に転換し、6か月継続雇用後助成金を申請します。

4 助成金額

1名につき48万円。年間10名まで申請できます。

5 申請の流れ

- ① 無期雇用転換制度の整備、高年齢者雇用管理に関する措置を実施します。
- ② 「無期雇用転換計画」を作成し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、認定を受けます。
- ③ 無期転換を実施します。
- ④ 転換と6か月の賃金を支給した後、
- ⑤ 支給申請します。

6 申請のポイント

- ① 有期契約労働者を無期契約労働者に転換します。この場合、無期雇用へ転換するというのは何歳になってもずっと働けるということではなく、定年年齢まで働けるということです。
- ② 有期契約を無期契約に転換することですから、身分はパートタイマーのままで申請できます。
- ③ 就業規則に「無期転換」や「高年齢者の雇用管理に関する措置」などの必要な規定を明記します。従業員数が10名未満でも就業規則を作成し、労働基準監督署に届出ます。
- ④ 計画書の提出日から1年以上前に「高年齢者雇用安定法」8条又は9条の規定に違反していないことが必要です。実際に、継続雇用等を行っていたとしても、就業規則等に明記していないと支給されません。
- ⑤ 無期契約労働者になった場合でも、所定労働時間が週30時間未満であれば、社会保険に加入する必要はありません。

7 注意点

- ① 計画期間は5年間ですが、1年間に1人でも無期転換しないと、翌年度、計画は失効します。
- ② 入社時に雇用契約期間がないパート等は本助成金の対象にはなりません。
- ③ 週20時間未満のため雇用保険未加入のパートも対象になりますが、無期契約社員に転換後は週20時間以上の勤務で雇用保険の加入が必須となります。

●未払い賃金請求の時効期間延長検討

厚生労働省の有識者検討会は、未払い賃金の請求権の時効延長に向けて議論を開始した。現行の労働基準法では、労働者は過去2年分の未払い賃金を会社に請求することができるが、民法改正に合わせて最長5年まで延長するかが焦点となっている。検討会では法改正に向けて議論し、2019年に法案を国会に提出。2020年にも適用する考え。(12月27日)

●2018年度の年金額は据置きの見通し

厚生労働省は、来年度の予算で年金の改定率をゼロと見込み、公的年金の支給額が今年度と同じになる見通しを明らかにした。支給額の据置きは2年ぶり。マクロ経済スライドの発動も見送られる。(12月23日)

●労災保険料率を0.02ポイント引下げへ

労働政策審議会(労災保険部会)は、労災保険の料率を2018年度から全業種平均で0.02ポイント引き下げ、0.45%とする政府方針を了承した。労災死亡事故の減少で積立金が増加していること等によるもので、引下げにより企業の負担は年間約1,311億円軽くなる見込み。(12月21日)

●新たな年金支給漏れの可能性

日本年金機構は、公表済みの過去の年金給付の事務処理ミスを経点検した結果、「配偶者状態の登録」や「合算対象期間の算入」など32の事務で、発覚していない支給ミスのおそれがあることを明らかにした。支給ミスの金額や人数は判明していないが、大規模なものとなる見込み。同機構では、2018年度中に対象者に通知するとしている。(12月20日)

●介護報酬0.54%引上げ 6年ぶり増額

政府は、介護報酬を2018年度から0.54%引き上げることを決定した。プラス改定は、臨時

の改定などを除き2012年度(前々回改定)以来。「介護離職ゼロ」目標や、介護人材の確保、待遇の改善などが課題となっている中、介護事業者の厳しい経営状況に配慮した改定となった。(12月18日)

●企業の人手不足深刻化 日銀短観指数

日銀が発表した12月の「全国企業短期経済観測調査(短観)」で、従業員等の過剰感を示す雇用人員判断指数が25年10カ月ぶりの低水準となり、人手不足が一段と深刻になっている実態が明らかになった。企業の規模や業種を問わずマイナス幅が大きくなっており、今後も人手不足感は強まる見通し。(12月15日)

●改正民法、2020年4月施行を閣議決定

政府は、債権関係規定に関する改正民法について(2017年5月26日成立)、一部の規定を除き2020年4月1日に施行することを閣議決定した。インターネットの普及や取引の複雑化など社会情勢の変化に対応して、200以上にわたる項目を改正。法務省は、施行日前に改正内容の周知徹底を図るとしている。(12月15日)

●実質賃金が10カ月ぶりに増加

厚生労働省が10月の「毎月勤労統計調査」を発表し、実質賃金が前年同月比0.2%増となり、10カ月ぶりの増加となったことがわかった。また、現物給与総額(1人あたりの名目賃金)は26万8,392円(同0.6%増)で、内訳は、所定内給与(基本給)24万2,365円(同0.7%増)、所定外給与(残業代)が1万9,765円(同0.2%増)だった。(12月8日)

